

## 摂津市告示第 17 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、北部大阪都市計画地区計画を次のとおり変更した。

当該都市計画の図書については、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、公衆の縦覧に供する。

令和8年2月3日

摂津市長 嶋野 浩一朗

### 1 都市計画の変更に係る地区計画の名称及び位置

（地区計画の名称）

南千里丘周辺地区地区計画

（地区計画の位置）

摂津市南千里丘及び香露園地内

### 2 縦覧場所

摂津市三島一丁目1番1号

摂津市建設部都市計画課